

## 敦賀市東郷公民館使用申込書

令和 年 月 日

敦賀市教育委員会 殿

申請者 住 所  
団体名 TEL  
代表者  
責任者 TEL

次のとおり敦賀市東郷公民館を使用したいので許可されるよう申請します。

使 用 目 的			
使 用 日 時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで (開始時刻: 時 分から)	午前 午後 夜間 全日	
使 用 室 名	1階 体育館(全面・半面)、会議室、大ホール 2階 和室、研修室、調理実習室、その他( ) グラウンド		
使 用 備 品 使用希望品に○印を 付けて下さい	放送設備、ポータブルワイヤレスアンプ、 ワイヤレスマイク、マイクスタンド その他( )		
冷暖房の有無	要 否	入場予定人数	人
受 付			決 定 区 分
			許 可 ・ 不 許 可
摘 要	入場料、会費等 の徴収	有・無	使用料 <span style="float: right;">円</span>
			徴収番号 <span style="float: right;">番</span>

裏面をよく読んでから太線の枠内にご記入ください。

## 申込方法および注意事項

- 1 受付は使用される日の前6ヶ月から前3日までの間に行います。
- 2 次の場合は使用許可されません。
  - (1) 専ら営利を目的とすると認められたとき。
  - (2) 特定の宗教に利用されると認められたとき。
  - (3) 特定の政治団体に利用されると認められたとき。
  - (4) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
  - (5) 施設、附属設備および器具等を損壊または滅失するおそれがあると認められたとき。
  - (6) 管理上支障があると認められたとき。
  - (7) その他教育委員会が不相当と認められたとき。
- 3 使用料は、許可書交付のとき前納していただき、原則として払いもどしいたしません。
- 4 使用のとき、光熱費等の実費を徴収することがあります。
- 5 使用時間には、準備や後始末に要する時間も含んでおりますから注意してください。
- 6 使用にあたっては特別な設備、器具を設置し、または施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ館長の許可を受けてください。
- 7 建物、附属設備、備品等を損壊または滅失したときは、損害賠償をしなければならない。
- 8 使用の権利を転賃したり、譲渡をしたりすることはできません。